

Ⅱ 労政福祉の推進

(1) 労使関係の安定及び労働教育

①労働大学講座

県内の労使及び一般の県民に対し、労使関係、労働経済の諸問題についての知識と理解を深めさせることにより、労使関係の健全な発展と労働福祉の増進を図ることを目的として開催する。

ア 根拠

- ・労働教育の推進について

(昭和50年4月1日労発第39号／知事あて・労政局長発)

- ・労働教育の推進について

(昭和50年4月1日労政発第5号／各都道府県労政主管部長あて・労政局労政課長発)

イ 沖縄県労働大学講座の近年の開催状況

年度	回	開催地	受講者数	科目	講師
H15	67	那覇市	108人	人も企業も活きる給料・賃金制度	山内経営労務研究所長 山内 輝光
H16	68	那覇市	56人	職場でのストレスを減らそう	EAP産業ストレス研究所長 山本 和儀
H17	69	那覇市	143人	アスベスト関連健康相談の基礎知識	神奈川労災職業病センター事務局長 山内 輝光
H18	70	那覇市	120人	働く人の基本的な権利と義務	法政大学教授 浜村 彰
				会社と社員のトラブル解決方法	沖縄県労働委員会委員長 比嘉 正幸
H19	71	那覇市	70人	完全なる男女平等 ～社会と意識の変革をめざして～	毎日新聞社論説委員 三木 賢治
H20	72	浦添市	100人	知っておきたい身近な労働問題 ～変化する労働法～	沖縄合同法律事務所弁護士 加藤 裕
H21	73	那覇市	120人	疲れていませんか？あなたの脳 ～心のメタボ解消法！～	横倉クリニック院長 横倉 恒雄
H22	74	那覇市	152人	変化に対応する就業規則	オフィスあるふぁ代表 青山 喜佐子
				メンタルヘルスと就業規則	沖縄産業保健推進センター副所長 松野 豊
	75	浦添市	71人	知っておきたい あなたを守る労働法の基礎知識	社会保険労務士 加藤 浩司

(2) 沖縄県労働委員会委員任命

①組織

- ・都道府県労働委員会は労働組合法に基づいて都道府県に置かれる行政委員会であり、地方自治法の規定による執行機関である。
- ・都道府県労働委員会は労組法第 19 条の 12 により、公益委員、労働者及び使用者を代表する委員で構成される。
- ・本県の労働委員は、労組法施行令第 25 条の2により各委員 5 人、計 15 人で、任期は 2 年である。

②職務権限

労働委の職務権限は、労組法、労働関係調整法及び地方公営企業労働関係法の三法その他に規定されているが、その主なものは次のとおりである。

- ①労働組合の資格審査及び決定、証明
- ②不当労働行為の審査、認定、命令
- ③労働争議のあっせん、調停、仲裁
- ④公益事業に関する争議予告通知の受理

③任命手続き

労組法第 19 条の 12 第 3 項及び同法施行令第 21 条第 1 項の規定により、労働者委員、使用者委員はそれぞれの関係団体の推薦に基づいて、また、公益委員は労使委員の同意を得て知事が任命する。

④委員

当委員会の第 18 期委員は、平成 23 年 12 月 15 日に任命され、その任期は平成 25 年 12 月 14 日までとなっている。

第 18 期沖縄県労働委員会委員名簿

	公益委員	労働者委員	使用者委員
氏 名 ・ 職 業	藤田 広美(ふじた ひろみ) 弁護士	喜屋武 秀行(きやん ひでゆき) 沖縄国家公務員労働組合顧問	仲程 通次(なかほど つうじ) 内外運輸(株)代表取締役会長
	春田 吉備彦(はるた きびひこ) 沖縄大学教授	川平 朝之(かわひら ともゆき) 航空連合沖縄副会長	石川 清勇(いしかわ せいゆう) 沖縄電力(株)常任監査役
	宮城 和博(みやぎ かずひろ) 弁護士	濱元 盛任(はまもと もりひで) 情報労連沖縄県協議会議長	石川 眞一(いしかわ しんいち) (株)琉球銀行取締役人事部長
	宮里 節子(みやざと せつこ) 琉球大学准教授	益田原 辰彦(ますたはら たつひこ) 沖縄電力総連会長	饒波 正博(のは まさひろ) ザ・テラスホテルズ(株)業務本部ディレクター
	宮尾 尚子(みやお なおこ) 弁護士	稲福 史(いなふく ちかし) 連合沖縄副事務局長	又吉 民人(またよし たみと) 沖縄県経営者協会専務理事

(3) 中小企業福祉事業

県では、労働者が安心して仕事に従事できるよう各種制度の周知広報や情報提供等を行っており、その概要は次のとおりである。

- ・中小企業向けの人事・労務管理講習会の開催
- ・中小企業に対する資料の提供
- ・中小企業勤労者福祉サービスセンター設立指導(9 中小企業勤労者福祉サービスセンター事業参照)
- ・その他中小企業労働者の福祉に関すること

(4) 労働福祉団体等の育成

① 沖縄県労働金庫(労金:理事長 西 揚市)

【現住所】 那覇市泉崎 1-15-10 (電話 098-866-0236 FAX 098-866-6050)

【設立年月日】 昭和 41 年 2 月 26 日

【設立目的】

労働金庫は、労働金庫法(昭和 28 年 8 月 17 日法律第 227 号)に基づき、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が行う福利共済活動のための金融の円滑化を図り、もってその健全な発展を促進するとともに、労働者の経済的な地位の向上に資することを目的として設立された「勤労者福祉金融機関」である。

沖縄県労働金庫は、沖縄の労働金庫法の成立(昭和 40 年 7 月)を受けて、昭和 41 年に設立された。

【運営の原則】

労働金庫は、利潤の追求を目的とせず、その事業の効果が直接に会員の利益として実を結ぶように運営されるよう、さらに、労働者の団体が行う福祉共済活動のために金融を行うものであるから、金庫が政治的色彩を帯びたり、または特定政党の利益を目的として金融を行うことのないよう、「非営利の原則」、「直接奉仕の原則」及び「政治的中立の原則」を事業運営の原則とし、金庫の事業の健全な発展を図っている。

【会員・構成及び組織】

労働金庫の構成については、出資金及び預貯金の吸収、貸付金の確保等の必要からその構成については、主として労働者を持って組織する団体会員を中心とした団体構成主義を原則としている。しかしながら、未組織労働者が存在する現状に鑑み、個々の労働者に金庫の事業を利用し得るようにするため、団体会員との間に差異を設けた上、労働金庫の会員となり得る途を拓いている。

また、金庫の組織については協同組織の原則をとっている。すなわち、

ア 一定の地区を基礎とする人的結合であり、会員の相互扶助を目的とすること、

イ 会員の加入・脱退が自由であること、

ウ 会員の議決等は、出資口数にかかわらず平等であること、

エ 金庫の剰余金の配当は、事業の利用分量に応じて行い、出資額に応じて配当するときは、法令または定款でその限度が定められていること

等の協同組合の原則は、金融機関としての資本充実の要請から、若干制限を受けながら、金庫の組織原則として貫かれている。

【業務概況(平成 23 年 3 月期末)】

ア 預金積金	210,479,691 千円
イ 貸出金	131,301,089 千円
ウ 出資金	899,273 千円
エ 自己資本比率	13.59% (国内基準による)
オ 当期利益	417,696 千円
カ 会員	382 団体 (間接構成員数 71,216 人)

②財団法人労働者福祉基金協会(労福協:会長 仲村 信正)

【現住所】 那覇市泉崎 2-3-8 ロイヤルハイツ泉崎 1 階 (電話 098-854-4600)

【設立年月日】平成 16 年 12 月 17 日

【設立目的】

財団法人沖縄県労働者福祉基金協会は、沖縄県内の勤労者の福祉増進を図り、併せて勤労者の福祉向上を目指す団体の自主的な福祉活動の育成を図り、もって勤労者の社会的、経済的地位の向上に寄与することを目的とする。これらの目的を達成するため、次の事業を行っている。

- ア 勤労者の育児及び教育資金等の借入金の利子補給に関する事業
- イ ファミリー・サポート・センターをはじめ子育て支援に関する事業
- ウ 中小企業労働者福祉サービスセンターの会員の増加及び施設の拡充等のための活動に関する事業
- エ 労働者在宅福祉総合サービスに関する事業
- オ 中小企業退職金共済制度支援に関する事業
- カ 勤労者の福祉向上のためのライフプランセミナー等各種研修会の開催に関する事業
- キ 労働者福祉相談地域センターの設置に関する事業
- ク 勤労者の文化、教育、スポーツに関する事業
- ケ 食の安全と環境に関する事業
- コ 勤労者福祉事業の企画、調査、研究に関する事業
- サ 労働者派遣法に基づく派遣事業、職業安定法に基づく職業訓練事業
- シ 地方自治体の条例に基づく指定管理者制度に関する事業
- ス その他労福協の目的を達成するために必要な事業

(5) 中小企業退職金共済制度

①制度の目的

中小企業退職金共済制度は、単独では退職金を持つことが困難な中小企業に、事業主の相互共済と国の援助によって退職金制度を設け、これによって、中小企業の従業員の福祉の増進と雇用の安定を図り、ひいては中小企業の振興と発展に役立てることを目的として、昭和 34 年に「中小企業退職金共済法」により設けられた公的制度である。

中小企業退職金共済制度には、常用の従業員を対象とした一般の退職金共済制度と、特定業種(建設業、清酒製造業、林業)の期間雇用者を対象とした特定退職金共済制度の 2 つがある。

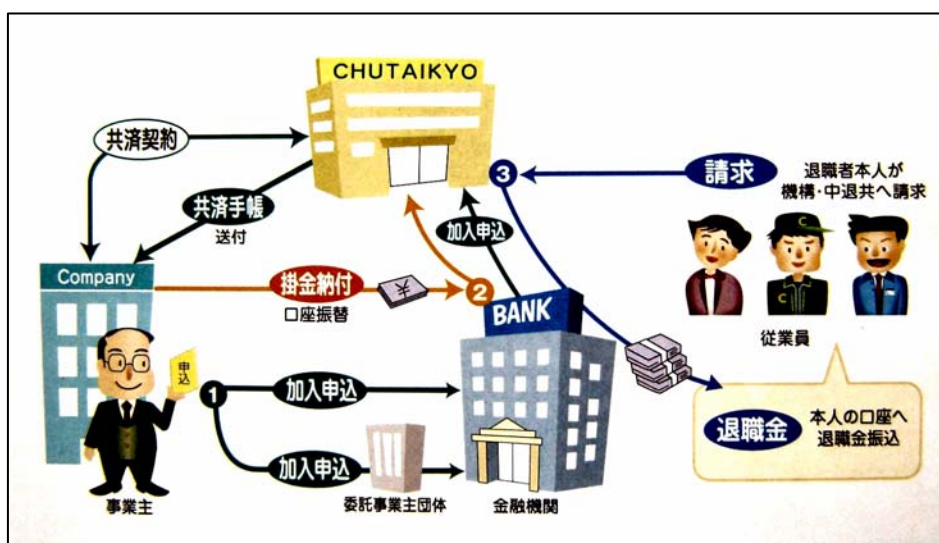
両制度の運営は、同法により設立された「勤労者退職金共済機構(機構)」が一元的に行っている。

②一般の中小企業退職金共済制度(略称:中退共)

【制度のしくみ】

事業主は、機構との間に中小企業退職金共済契約を結び、毎月の掛金を口座振替により納付する。掛金は税法上、損金又は必要経費として全額非課税となる。

中小企業退職金共済制度は法律で定められた国の制度であり、掛金は安全に管理される。従業員が退職したときには、機構から従業員に対して直接退職金が支払われる。



【加入手続】

- 加入の申込は、所定の申込書を銀行その他の金融機関(農協等を除く)または委託事業主団体の窓口にて提出することにより行う。
- 契約が成立すると機構から事業主に各従業員ごとの退職金共済手帳が送られる。
- すでに加入している企業で新たに従業員を採用した場合や、掛金を変更するときなどは、追加加入や掛金変更の手続きを同様にを行う。
- 新規加入及び掛金増額の場合は、掛金の一部が国から助成される。
- 宜野湾市、浦添市及び沖縄市の3市には、独自の助成制度が設けられている。

【共済融資制度】

- ・加入企業が従業員の福利厚生施設(社宅、託児施設、更衣室、休憩室等)を作るときは、資金を低利で融資する制度がある。
- ・県内では、琉銀・沖銀の各店舗及び商工中金・第一勧銀の那覇支店で取り扱っている。

③特定業種退職金共済制度(制度のしくみ)

- ・特定業種退職金共済制度は、特定業種に属する事業者が機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、従業員が特定業種で働くことをやめたときに、機構から退職金が支給される制度
- ・特定業種には、建設業、清酒製造業(清酒、焼酎乙類(泡盛を含む)等の製造業)、林業の3種がある。

(6) 勤労者財産形成促進制度

①目的

勤労者財産形成促進制度は、昭和46年に制定された勤労者財産形成促進法に基づいて創設され、勤労者の貯蓄や持家といった財産づくりのための努力に対して、国や事業主が援助、協力することを目的とする。

②制度の概要

【財形貯蓄制度】

用途を限定しない「一般の財形貯蓄」、60歳以降の年金支払いを目的とする「財形年金貯蓄」及び住宅の取得・増改築を目的とする「財形住宅貯蓄」の3種類がある。

【財形給付金制度・財形基金制度】

事業主が財形貯蓄を行う勤労者のために金銭を拠出し、勤労者の財産づくりを援助するものである。

【財形持家融資制度・財形教育融資制度】

財形貯蓄をしている勤労者に住宅取得資金や教育資金を融資する制度である。

【財形貯蓄活用給付金・助成金制度】

勤労者が育児、教育、介護及び自己開発等のために一般財形貯蓄から一定額以上を払い出した場合、事業主が一定以上の財形給付金を支給した事業主に対して国が助成金を支給する制度である。

(7) 勤労青少年の福祉対策

勤労青少年は、心身の成長過程において勤労に従事する者であり、かつ、将来の産業及び社会を担う者であることから、勤労青少年が充実した職業生活を送るとともに、有為な職業人、社会人として健やかに成長するように各種施策の推進に努める。

① 勤労青少年福祉対策事業

	実施事項	目的及び内容	備考
1	「勤労青少年の日」 記念講演会	勤労青少年福祉法に定められた勤労青少年の日(7月の第3土曜日)の記念事業として、社会活動を通じての余暇活動や、社会性の涵養に資すること及び広く県民に勤労青少年の福祉に関する理解を深めてもらうことを目的に実施。 日 時: 平成 22 年 7 月 27 日(金) 場 所: 沖縄ハーバービューホテルクラウンプラザ 白鳳の間 内 容: 講演「見直してみませんか? 職場ルールの規則」 参加者: 150人	主催) 県 共催) 沖縄労働局 宜野湾市 宮古島 沖縄県勤労青少年福祉推進者連絡協議会
2	勤労青少年 ビジネス交流会	勤労青少年が交流・情報交換をとおして広い視野を身に付け、互いに協力連携することでよりよい職場を作り、キャリアアップを図る。 日 時: 平成 22 年 11 月 16 日(火) 場 所: カルチャーリゾートフェスターネ雲海の間 内 容: 講演「コミュニケーションスキル UP 講座」 参加者: 52人	主催) 県 沖縄県勤労青少年福祉推進者連絡協議会

② 勤労青少年ホームの設置

勤労青少年ホームは、勤労青少年の各種相談に応じ、必要な指導を行い、レクリエーション、クラブ活動その他勤労の余暇に行われる活動のための便宜を供与する等勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に行うことを目的とする施設である。

○ 設置状況

施設名	設置年月日	構造	工事費	住所	電話 (FAX)
宜野湾市 勤労青少年ホーム	S53.04.01	鉄筋コンクリート 2階 832.22 m ²	104,165 千円	宜野湾市伊佐 4-7-14	電話 098-898-4700 FAX 098-898-9717
宮古島市 勤労青少年ホーム	S54.03.27	鉄筋コンクリート 1階 791.53 m ²	86,563 千円	宮古島市平良字下里 416-4	電話 0980-76-3184

○ 運営状況

施設名	館長	指導員		職員		利用者(人数)					
		専任	兼任	専任	兼任	H17	H18	H19	H20	H21	H22
宜野湾市 勤労青少年ホーム	専任			4		24,772	25,113	26,252	24,123	18,357	22,528
宮古島市 勤労青少年ホーム	兼任				1	5,533	3,593	3,549	4,995	5,912	4,598

③ 沖縄県勤労青少年福祉推進者連絡協議会

平成元年9月、勤労青少年福祉法に基づき、福祉推進者相互間の連携と勤労青少年の福祉の増進を図る目的で設立。平成23年3月現在で21事業所が加入している。

(8) 女性労働者の福祉対策

「男女雇用機会均等法」(昭和 61 年 4 月 1 日施行)、「育児・介護休業法」(平成 4 年 4 月 1 日施行) や諸制度の周知、広報を行う。仕事と育児・介護両立支援事業の推進に努めるとともに、各種事業を実施し、女性労働者の福祉の向上を図る。

①女性労働者の福祉対策事業

【予算額】 5,370 千円

【実績】 (平成 22 年度)

実施事項	内容	備考
1 男女雇用機会均等月間 パネル展 ～男女雇用機会均等月間～ 6 月 1 日～30 日	「男女雇用機会均等法」に沿った雇用管理等の実現に向けて、労使はじめ一般県民の認識と理解を深めるため、普及広報活動を行う。	パネル展示 平成 22 年 6 月 14 日～18 日 県庁 1 階県民ホール
2 ワーク・ライフ・バランス講演会	少子高齢化が急速に進む中、すべての労働者が生涯を通じて充実した職業生活を営むためには、仕事と家庭を両立させ、その能力や経験を活かすことができる環境の整備が重要となっている。 県では、仕事と家庭の両立について社会全般の理解を深めるため普及広報活動を行う。	仕事と生活の両立促進セミナー 「社員の笑顔のためにできること～わが社のワーク・ライフ・バランスの取り組み～」 平成 22 年 9 月 7 日(火) 浦添市産業振興センター 結の街
3 女性労働者福祉環境整備事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 (629 千円) ・ファミリー・サポート・センター 設立支援事業 (1,450 千円) ・沖縄県育児・介護休業者 生活資金貸付制度 (平成 22 年度予算計上なし)	仕事と家庭両立支援のため、ファミリー・サポート・センターの設置促進を行う。 仕事と家庭両立支援のため、地域において、育児や介護に関する相互援助活動を行う会員組織を設立する意向のある市町村に対し、設立に要する経費の一部を補助する。 育児休業又は介護休業中の勤労者に対し、低利で生活資金の貸付を行うことにより、勤労者の生活の安定及び福祉の増進を図るとともに、育児・介護休業制度の普及定着を図る。 ・貸付限度額 100 万円 ・貸付期間 6 年以内 (据置 1 年以内を含む) ・貸付利率 年 2.0%(保証料別) ・償還方法 元利均等月賦償還	・リーフレットの作成 ・アドバイザー研修会 ・先進地調査 ・2,000 千円×1/2(補助率)×1 市町村 =1,000 千円 ・限度額:1,000 千円以内 ・補助期間:1～2ヶ年間 ・育児・介護休業者生活資金貸付実績 (平成 7 年度～平成 23 年 3 月末現在) 利用者数 74 人 利用金額 63,700 千円 (労働金庫との 2 倍協調融資)

②沖縄県女性労働講演会等開催状況

回数	開催年月日	開催地	科目	事例発表企業
34	H22.9.7	浦添市	平成 22 年度仕事と生活の両立促進セミナー 「社員の笑顔のためにできること～我が社のワーク・ライフ・バランスの取り組み」	県内企業 5 社

③働く婦人の家の設置

働く婦人の家は、女性労働者に対する相談・指導、講習、レクリエーションのための便宜の供与等の総合的な福祉事業を行う施設で、現在県内1ヵ所に設置されている。

○設置状況

施設名	設置年月日	構造	工事費	住所	電話 (FAX)
宮古島市 働く女性の家	H03.04.01	鉄筋コンクリート 2階 643.86 m ²	169.292 千円	宮古島市平良字下里 442	電話 0980-73-5245 FAX (")

○運営状況

施設名	館長	指導員		職員		利用者(人数)			
		専任	兼任	専任	兼任	H19	H20	H21	H22
宮古島市 働く女性の家	専任			3		11,861	9,630	11,095	12,595

④ファミリー・サポート・センター設立状況及び会員数

設置市町村名	設立年月日	会員数			
		H19年度末	H20年度末	H21年度末	H22年度末
沖縄市	H15.2月	1,392名	1,670名	1,855名	2,093名
宮古島市	H15.6月	321名	352名	389名	372名
那覇市	H16.4月	1,445名	1,943名	2,379名	2,793名
名護市	H17.2月	580名	738名	901名	1,041名
うるま市	H18.4月	451名	642名	804名	990名
浦添市	H18.5月	603名	845名	1,057名	1,242名
豊見城市	H19.4月	319名	368名	462名	492名
宜野湾市	H19.4月	276名	411名	548名	703名
北谷町・嘉手納町・北中城村	H20.3月	—	106名	398名	572名
糸満市	H22.3月	—	—	37名	191名
南風原町	H22.4月	—	—	—	204名
石垣市	H22.7月	—	—	—	305名
八重瀬町	H22.10月	—	—	—	134名
計		5,387名	7,075名	8,830名	11,132名

(9) 中小企業勤労者福祉サービスセンター事業

①概要

中小企業は、我が国経済社会において重要な地位を占め、多くの勤労者に就業の場を提供しており、今後とも、中小企業の役割は一層大きくなっていくことが期待されている。

その一方で、中小企業と大企業との間には、雇用、労働条件等の面で様々な格差があり、とりわけ労働福祉の格差は大きく、近年その拡大傾向が懸念されている。また、本格的な高齢社会の到来を控え、福祉に対するニーズが多様化している中で、中小企業勤労者についても、その生涯にわたる総合的な福祉の拡充が必要となっている。

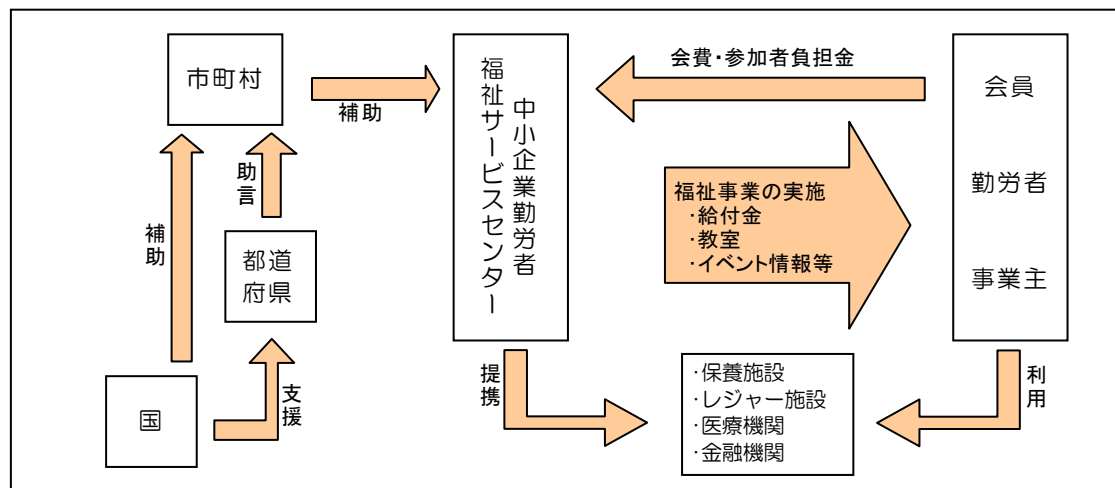
そのため、労働福祉格差を是正し、中小企業勤労者が生涯にわたり豊かで充実した生活を送ることができるよう、昭和63年度に中小企業勤労者福祉サービスセンター事業（中小企業勤労者総合福祉推進事業）が創設された。

本事業は、様々な理由により中小企業が単独では実施しがたい労働福祉の諸制度、諸施策について、市町村が、中小企業の勤労者と事業主が協力して「中小企業勤労者福祉サービスセンター」を設立し、在職中の生活の安定、健康の維持増進、老後生活の安定等にわたる総合的な福祉事業を行う場合、国が市町村に対して管理運営費等の助成を行うものである。

全国では、平成22年度末現在、202団体が設立されている。

本県でも、沖縄市及び北谷町の広域により平成13年4月に「(財)沖縄中部勤労者福祉サービスセンター(ゆいワーク)」が設立され、事業を行っている。

②中小企業勤労者福祉サービスセンター事業の流れ



③(財)沖縄中部勤労者福祉サービスセンター(ゆいワーク)

【事務局】 沖縄市仲宗根 35-8 TEL (098) 929-4001

【対象者】 沖縄市・北谷町・うるま市・北中城村の事業所に勤務する勤労者及びその事業主
沖縄市・北谷町・うるま市・北中城村に居住し、他市町村の中小企業に勤務する勤労者

【会費】 月額 1,000 円

【主な事業】 慶弔給付金、災害見舞金、各種祝い金、健康診断等助成、余暇活動助成

【会員数の推移】 平成21年度 2,889名、平成22年度 3,029名

(10) 財団法人沖縄駐留軍離職者対策センター

財団法人沖縄駐留軍離職者対策センター(離対センター)は、昭和48年4月に設立されて以来、米軍基地の整理縮小等により発生する駐留軍関係離職者の再就職促進と生活の安定を図るための離職者対策事業を、県及び関係市町村等の支援を得て実施している。

現在、沖縄の米軍基地には約9,000人の駐留軍従業員が働いているが、平成8年12月のSACO最終報告で11施設の返還が合意され、約700人の従業員が影響を受けることが予想されたことから、平成12年度から16年度まではSACO関連施設従業員の離職前訓練も実施してきた。

また、県は基地の整理縮小を県政の重要な施策として進めていることから、駐留軍従業員の将来を展望した場合、基地の整理・縮小に伴う雇用対策は重要な課題である。

このようなことから、当面の離対センター運営については、離職者対策事業に係る業務を重点的に行い、基地の整理・縮小に伴う駐留軍従業員の雇用問題に対応できる組織体制を維持していく必要がある。

①「離対センター」関連の事業内容

【離職者対策事業】

○平成22年度離職者対策事業実績

事業の名称		人数		内容
再就職関係	個別相談	延人員	1,832	1.再来者の就職及び進路相談 2.新規求職者の相談、巡回相談等による相談
	相談会	延人員	1,039	
職業紹介関係	求職登録	実人員	406	新規求職者の登録、求人受付、紹介 就職等労働大臣より平成14年11月1日継続許可された無料職業紹介業務
	求人登録	延人員	109	
	紹介	延人員	109	
	就職	実人員	29	
	求人開拓	延人員	109	
職業訓練関係	個別相談	延人員	70	技能習得のための相談及び公共職業訓練校への入校斡旋
	相談会	延人員	469	
	講習会	延人員	49	
	訓練入校	実人員	2	
生活関係	個別相談	延人員	768	雇用保険、促進手当、健康保険、厚生年金、その他、生活全般の相談
	相談会	延人員	438	

②アスベスト相談業務

平成17年6月のクボタアスベスト健康被害問題がマスコミ等で大きく報道され、アスベスト被害が社会問題化した。県では基地内でアスベストが大量に使用されていた経緯から、退職した基地従業員の健康相談業務を開始するため、平成17年12月1日から財団法人沖縄駐留軍離職者対策センター内に駐留軍離職者アスベスト相談センターを開設し、平成18年度から駐留軍離職者アスベスト相談業務を委託している。

○平成22年度駐留軍離職者アスベスト相談業務実績(相談件数 215件)

○相談実績累計(H17.12.1～H23.3.31)

健康管理 手帳申請	健康管理 手帳交付	労働者災害 補償申請	労働者災害 補償認定	労災却下 及び断念	労災不服 申立・再審
149	106	34	18	9	3

(11) 労働時間短縮の推進

県では、労働者の健康と生活に配慮した労働時間等の設定の改善に向けた広報・啓発活動を行っている。また、労働時間の短縮と多様な就業形態の支援という観点から、講演会を開催している。

(根拠法令)

労働教育の推進について(昭和 50 年4月1日付け労発第 39 号)

中小企業労働情報の発行について(昭和 38 年4月2日付け労発第 48 号)

「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」(平成 4 年法律第 90 号)

「労働時間等設定改善指針」(平成 20 年厚生労働省告示第 108 号)

①労働おきなわの発行

項目	年度	過去3年間			開始年度からの累計
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	
労働おきなわ (発行回数・発行部数)		年4回 各600冊	年4回 各600冊	年4回 各600冊	187回

②労働時間短縮講演会の近年の開催状況

年度	開催地	参加人数	科目	講師
19	那覇市	85 人	多様な働きかたを考えるセミナー	内海 総子(NECラーニング(株)代表取締役社長) 安里 清彦(沖縄バス運転士)
20	那覇市	90 人	ワーク・ライフ・バランスセミナー	渥美 由喜((株)富士通総研経済研究所主任研究員)
21	那覇市	300 人	仕事と生活の調和を考える講演会	佐々木 常夫((株)東レ経営研究所代表取締役社長)
22	那覇市	135 人	働き方を考えるセミナー	安藤 哲也(NPO 法人ファザーリング・ジャパン代表)

資料 労働政策主管課及び関係出先機関の変遷

	主な改正	労働政策主管課	労政事務所
昭 48/4/1	コザ労政事務所 那覇労政事務所を設置	労政課 11 人 組合係(3) 教育係(3) 福祉係(3)	那覇労政事務所(2) コザ労政事務所(1)
昭 50/8/1	雇用対策課を雇用対策室に名称変更	労政課 10 人 組合係(2) 教育係(2) 福祉係(3)	那覇労政事務所(3) コザ労政事務所(3)
昭 54/8/1	雇用対策室を雇用企画課に名称変更	労政課 11 人 組合係(2) 教育係(3) 福祉係(3)	那覇労政事務所(3) コザ労政事務所(3)
昭 58/4/1	労政課の教育係と組合係を労政係に統合	労政課 11 人 組合係(5) 福祉係(3)	那覇労政事務所(3) コザ労政事務所(3)
昭 59/4/1	労政課と雇用企画課を労政雇用企画課に統合	16 人中 12 人 労政関係 労政係(5) 福祉係(4)	那覇労政事務所(3) コザ労政事務所(3)
昭 62/4/1	コザ労政事務所と那覇労政事務所を沖縄県労政事務所に統合	14 人中 12 人 労政関係 労政係(6) 福祉係(4)	沖縄県労政事務所(4)
平元/4/1	労政雇用課と職業能力開発課を労政能力開発課に統合	23 人中 10 人 労政関係 労政係(6) 福祉係(3)	沖縄県労政事務所(4)
平 3/4/1	雇用企画班が雇用対策班(2人)として職業安定課勤務となる	21 人中 9 人 労政関係 労政係(3) 福祉係(3)	沖縄県労政事務所(4)
平 5/4/1	労政能力開発課を労政福祉課と職業能力開発課に分離	労政福祉課 10 人 労政企画係(5) 労働福祉係(3)	沖縄県労政事務所(4)
平 7/4/1		労政福祉課 13 人 労政企画係(4) 労働福祉係(3) 職業安定課兼務(3) 出向(1)※定数外	沖縄県労政事務所(4)
平 8/4/1	沖縄県労政事務所に那覇分室を設置	労政福祉課 14 人 労政企画係(4) 労働福祉係(3) 職業安定課兼務(3) 出向(1)※定数外	沖縄県労政事務所(2) 沖縄県労政事務所那覇分室(2)
平 12/4/1	労政福祉課と職業能力開発課を労働政策課に統合 職業安定課及び雇用保険課を廃止し雇用対策課を設置	労働政策課 17 人 労政企画係(5) 労働福祉係(3) 出向(労信協)(1)※定数外	沖縄県労政事務所(2) 沖縄県労政事務所那覇分室(2)
平 13/4/1	沖縄県労政事務所那覇分室を南部合同庁舎内に移転再配置		
平 17/4/1	労働政策課と雇用対策課を雇用労政課に統合するとともに、係制から班制へ移行	雇用労政課定数 27 人 課長、副参事、労政福祉監 雇用企画推進班(9) 能力開発班(9) 労政福祉班(7)	沖縄県労政事務所(4)
平 18/4/1	沖縄県労政事務所と沖縄県女性就業援助センターを合併し、雇用労政課内に「労政・女性就業センター」を設置	労政・女性就業センター(6)	
平 23/4/1	雇用労政課を雇用政策課と労政能力開発課に分離	労政能力開発課定数 19 人 課長 労政福祉班(6) 能力開発班(8) 労政・女性就業センター(4)	